

軽微な変更説明(計画変更協議)に係る手数料徴収の取扱いについて(令和7年4月1日)

一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター

令和7年4月1日改正の確認検査業務手数料規程第10条において、軽微な変更説明書(計画変更協議)の審査についても手数料を定めたところですが、該当する軽微な変更を下表②のとおり例示しましたので、参考としてください。

【留意事項】

- 基本的には下表②に例示するような計算等による審査が必要な変更について「軽微な変更説明書(計画変更協議)」(軽微様式1)を提出いただき、手数料をいただくこととなります。協議内容によっては例示にないものについても該当する場合がありますので、あらかじめご承知ください。
- 原則として計算等を要しない、一見して適法と判断できるような変更(下表③)については「軽微な変更報告書」(軽微様式2)を提出いただくこととし、手数料は不要とします。
- 参考に計画変更申請が必要な場合(下表①)も記載しておりますが、従来の取扱いと変わるものではありません。
- 手数料は変更協議の都度いただくこととなりますので、できる限りまとめて協議されることをお勧めします。
- 計画変更申請は協議を経ないで提出されることも可能です。軽微な変更説明(協議)により計画変更申請を要することと判断された場合には説明(協議)に係る手数料は不要とします。なお、同時に、計画変更該当しない変更があった場合には、それらについては②又は③で取り扱うものとします。

	①計画変更申請が必要なもの	②軽微な変更該当するが、計算等による審査が必要なもの	③軽微な変更該当し、一見して適法と判断できるもの
	【手数料必要】 ※事前の協議は手数料不要	【手数料必要】 「軽微な変更説明書(計画変更協議)」	【手数料不要】 「軽微な変更報告書」
配置図	建物配置の変更 計画建築物の増加(別棟増築) 排水の変更(下水道から浄化槽に変更) CB塀等の追加【特例無】	計画建物の一部取止め(別棟車庫等)	設備工事の変更(屋外配管の経路変更等) アルミフェンス等の追加、変更
求積図	敷地面積の減少等 建築面積の増加 床面積の増加	敷地面積の増加(計算が必要な場合) 建築面積の減少(計算が必要な場合) 床面積の減少(計算が必要な場合)	敷地面積の増加(CAD測定)
平面図	間仕切壁の変更 (避難規定、防火上主要な間仕切壁等)	間仕切壁の変更【特例無】 (LVS計算、24h換気の変更を伴う) 外部開口部の変更(面積等の減少) 開口部の追加(数量の増加) 給排気機の風量変更(風量の減少)	間仕切壁の変更 (LVS計算、24h換気の変更を伴わない) 外部開口部の変更(面積の増加) 外部開口部の変更(非居室部分) 開口部の変更(延焼範囲内の防火設備等) 給排気機の風量変更(風量の増加) 給排気機の位置移動 住宅用火災警報器の位置変更 火気使用室の変更(ガス→IH) 内装制限の使用材料の変更
	火気使用室の変更(IH→ガス)【特例無】 火気使用室の変更(薪ストーブ等の追加)【特例無】	火気使用室の変更(IH→ガス)【特例有】 火気使用室の変更(薪ストーブ等の追加)【特例有】 内部建具の変更に伴う24h換気計算 設備工事の位置移動、変更(トイレ等)	火気使用室の変更(ガス→IH) 内部建具の変更(左記を除く) 設備工事の位置移動、変更(洗面、手洗い)
立面図 断面図	最高の高さが高くなる	屋根の形状変更	最高の高さが低くなる 軒の出寸法の変更(面積に影響なし) 屋根仕上の変更(高さ等に影響なし) 屋根仕上の変更(壁量計算に影響なし)
	平均地盤面の変更(最高の高さが高くなる)	平均地盤面の変更(最高の高さが低くなる) 防火構造等の仕様変更 天井高さの変更(24h換気に影響有り)	天井高さの変更(24h換気に影響無し) 床高さの変更
構造 ※新3号を除く。		壁量計算等の変更(増加、減少、移動等) N値計算等の変更 地盤改良等の変更	構造仕様規定の変更(同等以上の部材、計算に影響なし) 基礎の仕様変更(同等以上の配筋又は材料)
省エネ ※仕様基準に限る。		外皮の変更 開口部の変更 暖冷房設備の変更 換気設備の変更 給湯設備の変更 照明設備の変更	暖冷房設備の変更(設置しないの場合) 照明設備の変更(箇所数の変更)

※【特例有】は審査の特例がある場合(新3号物件)、【特例無】は審査の特例無しのことをいう。